

育児・介護休業法が改正されます！

—平成29年1月1日施行—

改正のポイント

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正しました。

(1) 介護休業の分割取得

現行

介護休業について、
介護を必要とする家族(対象家族)1人につき、一の要介護状態ごとに原則1回、
通算93日まで取得可能

介護休業とは・・・

労働者(日々雇用者を除く)が、要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)の対象家族を介護するための休業です。

対象家族の範囲についても対象が広がりました。

現行

配偶者(事実婚を含む)、父母、子、
配偶者の父母
同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹
及び孫

改正内容

対象家族1人につき通算93日まで、3回(同一要介護状態でも可)を上限として、介護休業を分割して取得可能

改正内容

配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の
父母
祖父母、兄弟姉妹及び孫(同居かつ扶養の要件が削除されました)

(2) 介護休暇の取得単位の柔軟化

現行

介護休暇について1日単位
での取得

介護休暇とは・・・

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者(日々雇用される方を除く)は、1年に5日(対象家族が2人以上の場合は10日)まで、介護その他の世話をを行うための休暇の取得が可能です。

改正内容

半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能
※一日の所定労働時間が4時間以下の労働者を除く
※半日単位で介護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者を除外可(一日単位で取得可)

(3) 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行

介護のための所定労働時間の短縮措置
(選択的措置義務)について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能

介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)とは・・・

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければなりません。

①所定労働時間の短縮措置 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

改正内容

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で
2回以上(同一要介護状態も含む)の利用が可能

(4) 介護のための所定外労働の制限(残業の免除)

現行

なし

改正内容

介護のための所定外労働の制限(残業の免除)について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

対象家族1人につき、介護の必要がなくなるまで、残業の免除が受けられる制度を新設しました。

(5) 有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

現行

有期契約労働者の方については、以下の要件を満たす場合に育休の取得が可能

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでないこと

改正内容

以下の要件に緩和

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

また、介護休業については、①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること、②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこととなります。

(6) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

現行

子の看護休暇について1日単位での取得

改正内容

半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能
※一日の所定労働時間が4時間以下の労働者を除く
※半日単位で子の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者を除外可(一日単位で取得可)

子の看護休暇とは・・・

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者(日々雇用者を除く)は、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるための休暇の取得が可能です。

(7) いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

現行

・事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

改正内容

- 左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。
- 派遣労働者の派遣先にも以下を適用。
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

詳細は → 厚生労働省HP: <http://www.mhlw.go.jp> サイト内検索

説明会等の案内は → 東京労働局HP: <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

育児・介護休業法



<お問い合わせ先> 雇用環境・均等部 指導課(両立、均等担当)

TEL 03-3512-1611 FAX 03-3512-1555

雇用均等セミナー

～改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等を解説します～

平成 29 年 1 月 1 日より、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が施行されます。

つきましては、改正法の内容及び事業主の皆さまが講ずべき措置等を内容として、標記セミナーを開催いたします。参加は無料です。

【日 時】

第 1 回 平成 28 年 11 月 4 日 (金) 14:00～16:00

第 2 回 平成 28 年 11 月 30 日 (水) 9:30～11:30

第 3 回 平成 28 年 11 月 30 日 (水) 14:00～16:00

同内容の説明会を東京労働局（九段下）でも、随時開催しています。詳細は、東京労働局の HP をご覧ください。

【場 所】

日本教育会館 一ツ橋ホール
(千代田区一ツ橋 2-6-2、右記地図参照)

【定 員】

各回 800 人

【内 容】

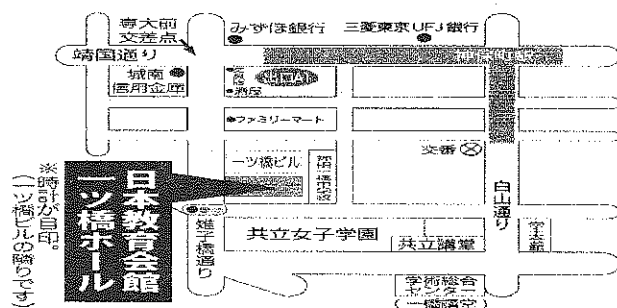
- ・改正育児・介護休業法等について
- ・いわゆるマタハラ防止措置等について

※どの回も内容は同じです。

※定員になり次第、締め切らせていただきますので、ご了承ください（定員に達した場合のみご連絡いたします。参加票はお送りいたしませんので、当日、会場へお越しください）。

【お問い合わせ先】

東京労働局雇用環境・均等部 指導課 両立担当 (☎03-3512-1611)



■交通機関のご案内
東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線 / 神保町駅（出口 A1）

※駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

～ 参 加 申 込 書 ～

参加をご希望の方は、以下をご記載の上ファックスにてお申込みください。

FAX 番号 03-3512-1555

会社名 参加者職氏名	※スペースの都合上、原則 1 名でお願いします。
連絡先（電話）	※定員に達してしまった場合にご連絡いたしますので必ずご記載ください。
参加希望回	※いずれか 1 つに○をつけてください。 第 1 回 ・ 第 2 回 ・ 第 3 回

※お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。

改正育児・介護休業法等に関する

個別相談会のご案内

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が平成29年1月1日に施行されます。

育児・介護休業等規定の整備や新たに義務とされた、いわゆるマタハラ防止措置を適切に講じていただくため、個別にご相談に応じます。

◆ 日時

平成28年10月から週2回程度（下記参加申込書のとおり）

※11月以降は、東京労働局ホームページにて随時ご案内いたします。

◆ 会場

東京労働局共用会議室（千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎11階）

東京メトロ東西線／半蔵門線、都営新宿線 九段下駅（6番出口） 徒歩5分

※駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

◆ お申込み

事前に、下記申込票をFAXにて送付してください。

日時を調整の上、こちらからご連絡いたします。

★個別相談会では、以下の①②についてご相談をお受けします。必ず、希望されるご相談内容の番号に○を付けてお申し込みください。

①育児・介護休業等に関する規定整備方法に関すること

②いわゆるマタハラ防止措置に関すること

※改正法の内容そのものに関するご相談は、できる限り電話でのお問い合わせをお願いいたします。

【お問い合わせ先】

東京労働局雇用環境・均等部 指導課 両立担当（☎03-3512-1611）

～ 参 加 申 込 書 （10月分）～

申込みFAX番号 03-3512-1555

企業名		ご相談内容				○をつけてください（複数可） ① ・ ②		
ご出席者職氏名		ご連絡先（TEL）						
ご希望の日時 （第三希望までご記載ください）		10/4 （火）	10/6 （木）	10/11 （火）	10/18 （火）	10/19 （水）	10/26 （水）	10/27 （木）
	9:30～10:30							
	10:45～11:45							
	13:00～14:00							
	14:15～15:15							
	15:30～16:30							

※お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。